

平成十六年七月三十日提出
質問第三〇号

年金以外の社会保険料の保険給付以外の使用状況に関する質問主意書

提出者 加藤 公一

年金以外の社会保険料の保険給付以外の使用状況に関する質問主意書

年金保険料を年金給付以外の施設建設等に使用することに対して、国民の批判が寄せられている。よつて、年金保険料以外の社会保険料についてもその実態を明らかとした上で、これに対する政府の見解を問う。

一 政管健保保険料、雇用保険料、労災保険料を以下の経費に充当している例がある場合は、その事実関係を踏まえた上で政府の見解を明らかにされたい。

- ① 教育施設、研修施設、健康増進施設、保養施設等施設建設に充当している場合は、個別の施設につき、施設名、設置目的、建設費総額、内保険料充当額、年間管理費及び施設建設主体（施主）
- ② 関連行政機関の職員のための福祉としてゴルフ練習場（関連用具を含む）、テニス場（関連用具を含む）、運動場、プール、スポーツジム等を設置している場合は、所在地（住所及び施設名）、建設費総額、内保険料充当額、年間管理費
- ③ 関連行政機関の職員の宿舍建設に充当している場合には、個別の宿舍ごとの住所、戸数、敷地総面積、建設費総額、内保険料充当額、当該宿舍の一戸あたりの平均的面積及び平均的賃料

④ 公用車を購入している場合は、直近五年間の各年度の購入車両数、個別車種名、購入額、及び充当保険料額

⑤ 非常勤職員の社会保険料に充当している場合は、直近五年間の各年度の対象人員数及び支払社会保険料総額及び内保険料充当額

⑥ 職員等の交際費に充当している場合は、直近五年間の各年度の交際費総額、内保険料充当額及び使用の具体的事例

二 一の質問に対する回答を踏まえた上で、以下に政府の見解を問う。

① 社会保険料は本来被保険者に給付財源とするべきものだと考えるが、なぜそれ以外の用途に充当することが可能なのか、それぞれの保険料種別ごとにその考え方を示されたい。

② 特に年金保険料については、社会保険庁長官の交際費や非常勤職員の社会保険料負担等に充てられていることに対して、国民から強い批判が寄せられている。一般的な常識から考えると、このような年金保険料の用途は考えられないが、なぜこのような事態になったのか、政府の見解を問う。

③ 社会保険料の事務費充当については、各種社会保険ごとに異なる対応となっているが、これはなぜ

か。

④ 今般、社会保険料の事務費等充当について国民から強い批判を受けたが、政府として今後どのような対応を取るのか。政府の見解を問う。

右質問する。